

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年5月19日)

〔件　名〕

- 1　鳥取市の中核市移行に係る調整状況について
(環境立県推進課)・・・1
- 2　鳥取県における今夏の省エネ・節電の取組について
(環境立県推進課)・・・2
- 3　「星取県」の推進に向けた星空を保全するための取組について
(水・大気環境課)・・・別冊
- 4　「中海・宍道湖一斉清掃」の実施について
(水・大気環境課)・・・3
- 5　「山の日」記念全国大会の招致について
(緑豊かな自然課)・・・4
- 6　「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）」の策定について
(くらしの安心推進課)・・・6
- 7　平成28年度消費生活相談の概要について
(消費生活センター)・・・14

生 活 環 境 部

鳥取市の中核市移行に係る調整状況について

平成29年5月19日

地域福祉振興課
環境立県総務課
教行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市移行に向け、現在の市との調整状況について報告します。

1 円滑な事務引継

事務事業ごとに、県の移行支援プロジェクトチーム及び市の部会において事務マニュアルや引継書、予算要求等に係る資料などをもとに事務引継ぎを行っている。

さらに、市における例規整備や附属機関の設置等に係る基準の摺合せや事務執行に活用する市のシステム整備に係る県との連携・引継などの具体的な調整を進めている。

2 保健所業務の移管・委託

鳥取市が中核市に移行し保健所を設置した場合、東部4町域の保健所業務を市に委託する方針で、市の区域と東部4町の区域の保健所業務を円滑かつ確実に引き継ぐことができるよう調整を進めている。

(1) 保健所移行実践検討チーム・ワーキンググループ（平成29年4月13日設置）

4月26日に第1回チーム会議を開催し、市と県の事務の差違等も考慮し、市における事務の流れや県の中部西部圏域の保健所との業務連携等も踏まえた実践研修・訓練等の計画を8分野のワーキンググループにおいて作成することを決定した。

当該計画に基づき、5月下旬からの実践研修等の実施を予定している。

(2) 東部4町区域に係る保健所業務の県から市への委託（中核市移行の政令公布後を予定）

地方自治法第252条の14の規定により、市との協議により規約を定め、市に管理執行を委託する。県と市の協議にあたっては両議会の議決を必要とする。

〔規約に掲げる事項〕

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁方法 等

3 市の組織・人員体制の検討状況

鳥取市では、県の事務処理体制を引き継ぐことを基本とし、平成30年4月の移行時に約75名（正職員）の増員配置を予定している。このうち、県は約50名の職員の派遣などを行う。

県は、中核市移行後、市において必要人員を独自に確保されるまでの間は、行政サービス水準を維持継続するため、県から職員派遣など必要な支援を行う。

(1) 人材育成

平成28年度から市職員の長期研修を県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施するとともに、短期の業務研修等も行いながら、業務への習熟を進めている。

- ・長期派遣 平成28年度 1名（保健師）
(県受入) 平成29年度 8名（保健師、管理栄養士、事務職）

(2) 職員採用

平成30年4月に向けて、市は、平成28年度までに7名（保健師2名、事務職5名）、平成29年度中に13名（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、衛生技師、事務職）の職員採用を予定しており、計画的に必要人数の確保を進めている。

4 今後の主な予定

- ・5月下旬 第2回保健所移行実践検討チーム会議
- ・6月上旬 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会
- ・6月定期県議会 「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出

鳥取県における今夏の省エネ・節電の取組について

平成29年5月19日
環境立県推進課

1 電力需給対策の状況

- ① 昨夏、中国電力管内では家庭等での節電の取組が定着してきたことなどにより、最大電力発生日（8月25日）においても、供給予備率11.5%を確保した。
- ② 今夏の電力需給見通しにおいても、10年に1回程度の猛暑を想定した場合でも中国地方の供給予備率は21.6%が見込まれており、電力の安定供給が確保可能な見通しである。

2 今年度の県の取組方針

- ① 電力の安定確保は見込まれているが、「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」で掲げる国を上回る温室効果ガス削減目標（2030年に2013年比27%削減）達成に向けて、県民エコ運動を展開していく。今夏もライトダウンや節電キャンペーン等により、県民・事業者等へ無理のない範囲での継続的な節電対策を呼びかけ、実践を促す。
- ② 県職員はクールビズや省エネ活動を実践するとともに、県庁舎は節電の目標を平成22年度対比15%以上（H27年度までは22年度対比10%以上）とし、率先して節電に取り組む。

3. 今夏の県の取組内容

昨年11月に「パリ協定」が発効されるなど世界的に地球温暖化対策に係る取組が進む中、県民参加による環境先進県を推進するため、県民、住民団体、事業者、行政等の参画により昨年12月に設置した「とっとり環境推進県民会議」の意見を参考に、環境に目を向けてもらう「きっかけづくり」に重点を置いた啓発活動を展開する。

＜県民エコ運動の展開＞

① 星取県ライトダウンキャンペーン

6月21日（夏至）から8月28日（旧暦の七夕）の間（※）、県内で「星取県ライトダウンキャンペーン」を実施する。キャンペーン期間中に県内各地で開催される星空を楽しむイベントを支援し、必要なない照明を消すことを呼びかけ、多くの人に美しい星空を実感していただく。
※環境省のライトダウンキャンペーン（6月21日～7月7日）より期間を延長

② 2台目冷蔵庫さよならキャンペーン

家庭の消費電力消費量の約15%を占める冷蔵庫について、県内の冷蔵庫複数所有世帯は35%と全国平均（15%）の2倍以上となっており、新しい冷蔵庫を購入しても古い冷蔵庫を継続利用している家庭が多い。このため、県内で複数台使用中の家庭を対象に、古い冷蔵庫を処分し冷蔵庫1台分のエネルギーを削減するキャンペーンを展開する。

③ うちで節電がんばろうキャンペーン

7～8月に節電に取り組んだ優秀な家庭に、県産品をプレゼントするキャンペーンを実施し、県民に対して節電活動を啓発する。

④ みんなのエコ宣言プロジェクト～とっとりから地球の未来を思う～

県民の皆さんからエコ宣言を募集し、環境問題を自分自身の問題と捉え、行動につなげるきっかけづくりのキャンペーンを新聞紙面やホームページ上で展開する。

⑤ 省エネソングを活用したPR～it's省エネTIME～

平成28年度の高校生議会の提案をきっかけに製作した省エネソングをイベント等で活用し、県民エコ運動を盛り上げる。

＜クールビズ開始＞

【5月1日～10月31日の取組】「ハートホット・クールビズ2017」

職員が施策をPRするTシャツやポロシャツを着用する。

【6月1日～9月30日の取組】

「夏季特例勤務」の積極的な活用を推奨し、エネルギーの利用を分散、削減する。

＜県庁舎の節電対策＞【H22年度対比15%以上の節電目標】（総務課所管）

- ① 冷房温度の適正化（設定28℃）、不要な照明の消灯や間引き点灯を行う。
- ② 時間外の5分間一斉消灯を行う。
- ③ 星取県ライトダウンキャンペーンに合わせた消灯を行う。

「中海・宍道湖一斉清掃」の実施について

平成29年5月19日
水・大気環境課

6月11日（日）に中海・宍道湖一斉清掃を実施するので報告する。

中海・宍道湖のラムサール条約湿地登録（平成17年11月）を契機に平成18年度から毎年6月（環境月間）に条約の趣旨である「環境保全」と「賢明利用（ワизユース）」の取組を推進するため、鳥取・島根両県連携事業として、一斉清掃を実施しており、今年度で12回目の実施となる。



1 概要

（1）一斉清掃の場所及び実施時間

	市町村	主な場所、時間
中海	米子市	湊山公園親水護岸等（8:40～10:00）
	境港市	西工業団地（8:20～10:00）
	安来市	みさき親水公園（8:30～9:45）※開始式（セレモニー）会場 安来港周辺等（8:30～9:45）
宍道湖	松江市	東出雲・八束地域沿岸、本庄水辺の楽校周辺（7:30～8:30） 千鳥南公園、白潟公園・岸公園及び夕日スポット湖畔周辺、宍道支所区域（7:30～8:30）、 玉湯支所区域（6:00～7:00）
	出雲市	湖遊館、島村町・出島町・園町・鹿園寺町・小境町・美野町の湖畔（8:00～9:00）、 宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺（7:00～8:00）

（2）一斉清掃開始式（沿岸4市で持回り実施）

時 間	午前8時30分から午前9時45分まで（清掃作業を含む）
場 所	みさき親水公園（島根県安来市）
出席者 (予定)	鳥取県知事、島根県知事、安来市長、国土交通省出雲河川事務所長、地元住民 ほか
内 容	①主催者あいさつ（鳥取県知事、島根県知事 ほか） ②来賓等の紹介 ③清掃活動

2 主催

鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会

3 協賛・後援

（1）協賛

中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合

（2）後援

農林水産省中国四国農政局

4 参考／直近3年度の実績

年度	開始式会場	参加者（全体）	ゴミの量（全体）
26	境港西工業団地（境港市）	7,544人	14.07トン
27	本庄水辺の楽校（松江市）	8,050人	15.11トン
28	湊山公園親水護岸（米子市）	8,134人	18.08トン



「山の日」記念全国大会の招致について

平成29年5月19日

緑豊かな自然課

- 平成30年8月開催の第3回「山の日」記念全国大会の招致に向け、一般財団法人全国山の日協議会に対し、米子市伊木新市長及び大山町竹口新町長と共に、5月12日に招致活動を行ったところ、即日、同協議会から内定をいただいた。
- 平成30年は大山開山1300年祭が開催される節目の年であり、大山圏域の盛り上げに資するよう、大山を主会場とするとともに、大山開山1300年祭と連携した企画を盛り込むこととしている。
- 6月補正予算で関連予算を提案させていただく予定である。

1 「山の日」記念全国大会の概要

山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝する機会とすることを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため開催されている。

第1回大会(長野県)の記念式典の様子→



区分	第1回(長野県)	第2回(栃木県)	第3回(本県想定)
開催日	平成28年8月10日、11日	平成29年8月10日、11日	平成30年8月10日、11日
開催地	長野県、松本市	栃木県、那須町	県、米子市、大山町、他調整中
内容	○レセプション ○記念フォーラム ○記念式典 ○シンポジウム・表彰 ○信州四方山祭等	○レセプション ○記念式典 ○シンポジウム ○歓迎フェスティバル	○レセプション(米子市) ○記念式典(大山) ○シンポジウム(大山) ○1300年祭イベント
総来場者数	17,300人	6,100人程度	第2回と同規模
主催	開催県・市町村、(一財)全国山の日協議会、警察庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、林野庁、国土交通省、観光庁、環境省等		

2 招致活動の概要

- (1) 日 時 平成29年5月12日(金)午後1時30分~
- (2) 場 所 衆議院第一議員会館 第一面談室
- (3) 相手方 一般財団法人全国山の日協議会 会長 谷垣禎一 氏 (当日欠席)
超党派「山の日」議員連盟会長・一般財団法人全国山の日協議会 評議員 衛藤征士郎 氏
一般財団法人全国山の日協議会 理事長 磯野剛太 氏
一般財団法人全国山の日協議会 評議員 今井通子 氏
- (4) 要望内容 第3回「山の日」記念全国大会を大山隠岐国立公園「鳥取県 大山」で開催すること。
- (5) 主な発言

【超党派「山の日」議員連盟 会長 衛藤征士郎 氏】

○第3回への要請を、重く受け止めたい。

○議員連盟として、第3回大会に期待するとともに、あらゆる手段で最善を尽くしたい。

【一般財団法人全国山の日協議会 理事長 磯野剛太 氏】

○5月30日に山の日協議会の総会(評議員会、理事会)が開催される。そこで正式に決定されることとなる。よって、本日「内定」ということとさせていただきたい。

【一般財団法人全国山の日協議会 評議員 今井通子 氏】

○大山は家族連れでも楽しめる大変素晴らしい山。「国民のための山」としてふさわしい。

【平井知事】

○1300年祭は、食、星空、水、創建法要といった宗教行事など全面展開する年だが、本大会をメインとして位置づけることで、全体として1300年祭が引き締まってくる。

○正式決定すれば、この大会が1300年祭の核となる。

3 今後の主なスケジュール

H29年5月30日	全国山の日協議会総会により開催地決定
5月30日～6月下旬	全国山の日協議会から開催決定通知
7月	準備組織立ち上げ
8月11日	第2回「山の日」記念全国大会（栃木県）で次期開催県として引継
10月	第1回実行委員会（国レベル）開催
H30年2月	第2回実行委員会開催、実施計画等を承認
8月10日～11日	第3回「山の日」記念全国大会開催

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）」の策定について

平成29年5月19日

くらしの安心推進課

本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等をとりまとめた「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）の第4期計画の策定にあたり、パブリックコメント実施後、計画案を鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮問し、5月17日に答申されたので、その概要を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

○募集期間：平成29年4月13日（木）から5月1日（月）まで

○募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

○募集結果

・意見総数：25件（6名）（年代：40歳代1名、50歳代3名、60歳代1名、70歳代1名）

・計画案に反映した意見3件、計画案に盛り込み済の意見21件、その他1件

<計画案に反映した意見>

主な意見の概要	対応方針
「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方方に記載の「また、青少年の非行の温床とならないよう施設周辺の風俗環境浄化に努める」の主語がないので、主語として「深夜小売業者」を入れてはどうか。	「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方について、意見のとおり、主語が不明確であったこと、「風俗環境浄化」をより適切な表現に見直した方がよいことから、次の下線部分を追加・修正する。
「深夜小売業等の防犯措置」の基本的な考え方として、「青少年の非行の温床とならないよう施設周辺の風俗環境浄化に努める」とあるが、現在の環境が著しく悪い印象を受けるので「風俗環境浄化」の表現を見直すべき。	「深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、 <u>深夜小売業者等</u> は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の <u>正常な風俗環境の保持</u> に努めます。」
犯罪のないまちづくり推進のイメージ図について、「犯罪被害の減少→県民体感治安の好転→犯罪が起きにくい地域社会」の矢印の順番を見直すか、循環する図とすべき。	意見のとおり、PDCAサイクルにより犯罪のないまちづくりの推進が好循環を生み出していくという観点から、イメージ図を見直す。
<p>[修正前]</p> <p>犯罪のないまちづくり推進のイメージ</p>	<p>[修正後]</p> <p>犯罪のないまちづくり推進のイメージ</p>

2 烏取県犯罪のないまちづくり協議会への諮詢、答申

パブリックコメントの意見を反映した計画案により、5月9日に鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮詢した。5月12日を開催した鳥取県犯罪のないまちづくり協議会での委員意見を反映した計画案により、5月17日に答申された。

＜委員からの主な意見＞

- ・IV推進施策(3)「④深夜小売業等の防犯措置」の「基本的な考え方」の「正常な風俗環境の保持」の「正常な」は「良好な」等の別の表現が適切ではないか。
→「良好な」に修正。

3 計画案の概要

パブリックコメント及び鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員の意見を反映した計画案は次のとおりである。

(1) 計画期間

平成29年度から平成31年度までの3年間

(2) 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。(第3期計画と変更なし。)

○達成指標

刑法犯認知件数3千件以下の定着

○第3期計画期間中の成果と課題

- ・第3期計画期間中、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、昨年10月に「犯罪のないまちづくり推進条例」を一部改正し、防犯環境整備に関する事業者の協力事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮事項を追加して規定した。また、同年11月に、条例を根拠として適正な設置・運用の参考となる「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定した。
- ・第3期計画期間では、①無施錠による窃盗被害の割合が高い、②平成28年万引き件数が前年比で増加している、③平成28年特殊詐欺被害者のうち65歳以上が6割を占めている等の課題があった。

○基本方針及び主な施策

- ・障がい者の安全確保を追記しつつ、4つの基本方針は第3期計画から継続する。
- ・第4期計画では、第3期計画の課題を踏まえ、新たに最重点施策として「万引き防止対策の推進」や「特殊詐欺被害防止対策の推進」、「防犯カメラの適正な設置・運用など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込む。」

※ゴシック体は新規項目

<基本方針1> 自主防犯活動の促進		<基本方針2> 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保	
施 策	①県民の意識啓発 ②地域安全情報の提供 ③地域防犯活動の促進	施 策	①学校・通学路等での安全確保 ②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり ③子どもの安全教育 ④特殊詐欺被害防止対策の推進 ⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保
<基本方針3> 防犯環境整備の促進		<基本方針4> 犯罪被害者等の支援	
施 策	①防犯住宅の普及・促進等 ②道路・公園・駐車場等における防犯措置 ③防犯カメラの適正な設置・運用 ④深夜小売業等の防犯措置 ⑤空家の防犯措置 ⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及	施 策	①相談体制の充実 ②被害者支援の啓発 ③民間支援団体の活動の支援 ④関係機関の連携 ⑤性暴力被害者への支援

4 今後の予定

5月下旬 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)策定及び公表

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）案

副題：～みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる 鳥取県～

<概要>

県では、平成20年6月に施行した「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、平成21年3月、平成24年1月及び平成27年1月に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、犯罪のないまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ってきました。平成27年1月に定めた第3期計画は平成28年度までの3か年の計画期間としていましたので、この度改定を行うものです。

I 計画の期間 平成29年度から平成31年度までの3年間

II 計画の目標及び基本方針等

- 1 基本目標 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。
- 2 達成指標 刑法犯認知件数3千件以下の定着
- 3 基本方針及び主な施策
 - ・障がい者の安全確保を追記しつつ、4つの基本方針は第3期計画から継続します。
 - ・第4期計画では、第3期計画の課題を踏まえ、新たに最重点施策として「万引き防止対策の推進」や特殊詐欺被害防止対策の推進、防犯カメラの適正な設置・運用など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込んで改定します。

<施策の体系>

【全体目標】

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

【基本方針】

(1) 自主防犯活動の促進

県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の連帯感が高まり、住民がお互いに支え合う良好な社会環境の形成を図ります。

(2) 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

子ども、高齢者、女性、障がい者等の犯罪被害防止の取組を進め、地域全体で見守る活動を推進するとともに、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を行います。

(3) 防犯環境整備の促進

施設等を防犯に配慮したものとするため、施設ごとに整備指針を作成・普及し、こうした整備を促進するために必要な情報提供、助言等を行います。

(4) 犯罪被害者等の支援

被害者支援に対する県民の理解を促進するとともに、民間支援団体の活動の充実を図り、被害者等のニーズに応じた支援を行います。

【施 策】

①県民の意識啓発

最重点施策：「鍵かけ運動の推進」、「万引き防止対策の推進」
(新規)

②地域安全情報の提供

③地域防犯活動の促進

①学校・通学路等での安全確保

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

③子どもの安全教育

④特殊詐欺被害防止対策の推進(新規)

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

①防犯住宅の普及・促進等

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

③防犯カメラの適正な設置・運用(新規)

④深夜小売業等の防犯措置

⑤空家の防犯措置

⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及

①相談体制の充実

②被害者支援の啓発

③民間支援団体の活動の支援

④関係機関の連携

⑤性暴力被害者への支援

※ゴシック体は新規項目

(1) 自主防犯活動の促進

①県民の意識啓発

《基本的な考え方》

県民の自主防犯意識の醸成を図るために、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報・啓発を充実します。

平成28年の刑法犯認知件数の78.3%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のままで被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

また、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、『万引き防止対策の推進』も最重点施策として実施します。

<具体的な施策>

- 【最重点施策】鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盜難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン）
- 【最重点施策】万引き防止対策の推進
- 鳥取県地域安全フォーラムの開催
- 防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施
- 県民への消費生活情報の提供等
- 農機具等の盜難防止の啓発

②地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

<具体的な施策>

- ホームページやあんしんトリビーメール等による情報提供（振り込め詐欺情報、不審者情報等）
- “生活安全ニュース”や“ミニ広報紙”などによるコミュニティ情報の提供

③地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るために、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

<具体的な施策>

- 防犯リーダー研修会等の開催
- 災害発生時の防犯対策の推進
- 防犯パトロール活動の促進
- NPO活動等の促進
- 廃棄物不法投棄防止対策の実施

(2) 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

①学校・通学路等での安全確保

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るための防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動等の充実を図ります。

<具体的施策>

- スクールガードリーダーによる学校等への指導、学校安全ボランティア等を活用した見守りの推進
- 学校における安全教育・安全管理の充実
- 子どもの安全・安心な居場所の確保
- 危機管理マニュアルの見直し・更新

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

《基本的な考え方》

本県の児童相談所における児童虐待の対応件数は近年、横這い傾向にあるものの、全国的には依然として增加傾向が続き、虐待死事件も後を絶たない状況において、虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を継続します。

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

<具体的施策>

- 児童虐待の未然防止及び通報の促進
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室等の開催
- ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
- 家庭教育支援の推進
- 少年の規範意識の向上等の推進

③子どもの安全教育

《基本的な考え方》

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域・通学路安全マップ」の作成や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実に努めます。

<具体的施策>

- いじめ問題等への取組の推進
- こどもいじめ人権相談窓口の設置
- 不登校の子どもへの登校支援、居場所の提供
- 不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催
- 地域・通学路安全マップの作成の促進

④特殊詐欺被害防止対策の推進

《基本的な考え方》

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害が後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。このため、地域全体で特殊詐欺を撲滅するための見守り活動や広報啓発活動等を強化します。

<具体的施策>

- 特殊詐欺被害防止対策の強化
- 高齢者等の見守り活動の推進
- 高齢者、障がい者等の居場所づくり（鳥取ふれあい共生ホームの取組支援）
- 特殊詐欺被害防止のための情報提供

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者等が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。

<具体的施策>

- 高齢者世帯の巡回連絡
- 高齢者の虐待防止、権利擁護
- 障がいの理解の普及（あいサポートー研修）、障がい者の虐待防止、権利擁護
- 認知症等による行方不明者の早期発見
- DV被害の防止
- 女性に対する防犯講習

(3) 防犯環境整備の促進

①防犯住宅の普及・促進等

《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及に努めます。

<具体的施策>

- 住宅等の防犯指針の普及啓発
- 優良防犯施設(学校、共同住宅、深夜小売業店舗等)の認定
- 住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、こうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」形成などの防犯環境の形成や、事業者に対して防犯カメラ設置などの地域における防犯環境整備への協力などの啓発に努めます。

<具体的施策>

- 公園等の防犯指針の普及啓発
- 防犯指針に則した公園・道路等の整備
- 事業者に対する地域における防犯環境整備への協力の啓発
- 安全・安心な商店街等の整備

③防犯カメラの適正な設置・運用

《基本的な考え方》

犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、防犯カメラの設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ります。

<具体的施策>

- 防犯カメラの設置・運用指針の普及啓発

④深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、深夜小売業者等は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の良好な風俗環境の保持に努めます。

＜具体的施策＞

- 深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発
- 事業所の防犯対策の推進

⑤空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

＜具体的施策＞

- 空き家等の実態確認
- 空き家等のパトロール

⑥防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪が多発していることから、それらについて盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及に努めていきます。

＜具体的施策＞

- 自動車等の防犯装置の普及啓発
- 自転車防犯登録制度の普及

(4) 犯罪被害者等の支援

①相談体制の充実

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う相談窓口を設置し、具体的な相談を受けるとともに、関係機関・民間団体との調整等を行います。

＜具体的施策＞

- 相談窓口の設置
- 精神的被害の軽減・回復のための体制の整備
- ボランティア支援員の養成

②被害者支援の啓発

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するため、広報啓発活動を実施します。

＜具体的施策＞

- 被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報
- 命の大切さを学ぶ教室の実施

③民間支援団体の活動の支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援する民間団体が十分に活動できるよう、必要な支援を行います。

＜具体的施策＞

- とっとり被害者支援センターの活動の支援

④関係機関の連携

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援するための体制を整備し、関係機関、民間支援団体等との連携を図ります。

＜具体的施策＞

- 民間支援団体等との連携
- 犯罪被害者等の緊急避難場所の確保

⑤性暴力被害者への支援

《基本的な考え方》

性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、関係機関・団体等により組織される性暴力被害者支援協議会の活動を支援します。

＜具体的施策＞

- 性暴力被害者支援の広報・啓発
- 性暴力被害者支援協議会に対する支援

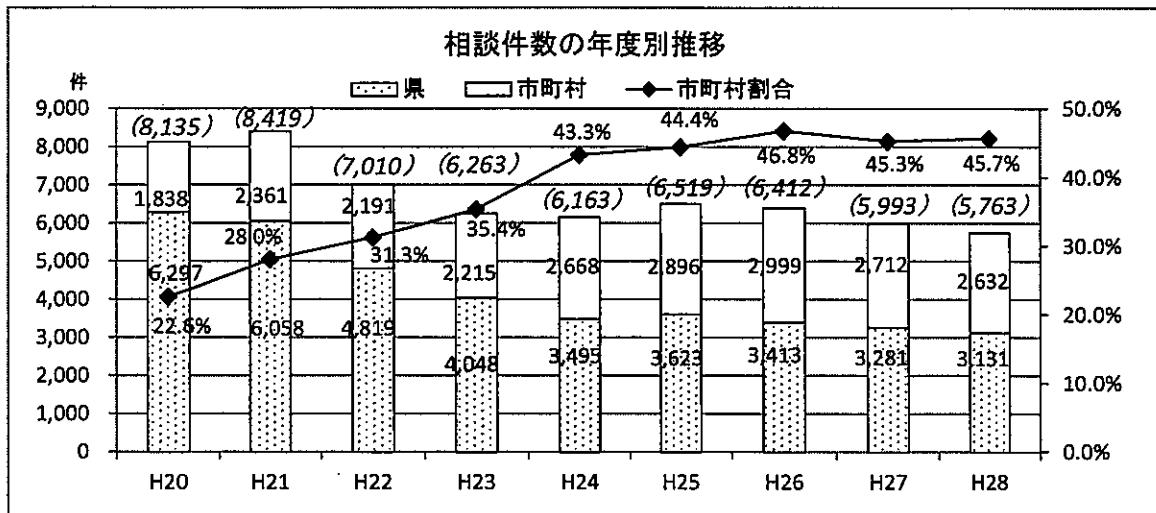
平成28年度消費生活相談の概要について

平成29年5月19日
消費生活センター

1 概況

- > 県相談窓口への相談件数は、3,131件。前年度比で4.57%(150件)減少した。
 - …減少した主な相談は、融資サービス(多重債務相談等)△51件、商品一般(身に覚えのない請求、不審電話等)△31件、役務その他(結婚相手紹介サービス・興信所・弁護士に対する苦情等)△31件など。
 - …市町村窓口への相談件数は、2,632件。前年度比で2.94%(80件)減少した。
- > 年代別では、50・60歳代の相談件数が増加し、その他の年代では減少した。
 - …50・60歳代で増加した相談内容は、「放送・コンテンツ等(アダルト・有料情報サイトからの請求等)」、「インターネット通信サービス(光回線・プロバイダ契約等)」など。

2 相談件数の年度別推移



3 県の年代別相談状況

区分	H28 (%)	H27 (%)	差引 (ポイント)
19歳以下	24 (0.8)	31 (0.9)	△ 7 (△ 0.1)
20歳代	156 (5.0)	166 (5.1)	△ 10 (△ 0.1)
30歳代	360 (11.5)	408 (12.4)	△ 48 (△ 0.9)
40歳代	515 (16.4)	579 (17.7)	△ 64 (△ 1.3)
50歳代	615 (19.6)	591 (18.0)	24 (1.6)
60歳代	678 (21.7)	632 (19.3)	46 (2.4)
70歳以上	525 (16.8)	644 (19.6)	△ 119 (△ 2.8)
不明	258 (8.2)	230 (7.0)	28 (1.2)
計	3,131 (100.0)	3,281 (100.0)	△ 150 (0.0)

4 主な相談内容

順位	相談内容	件数(%)	最も多い年代
1	放送・コンテンツ等(アダルト・有料情報サイトからの料金請求等)	682 (21.8)	60歳代
2	融資サービス(多重債務相談等)	191 (6.1)	60歳代
3	インターネット通信サービス(光回線・プロバイダ契約等)	176 (5.6)	50歳代

5 今後の取組

- ・多様化・複雑化する消費者被害の未然防止や拡大防止のため、消費者トラブルに関する情報収集や研修受講等により消費生活相談に係る体制の充実を図る。
- ・自立した消費者の育成のため、引き続き消費者教育を推進するとともに、高齢者を中心とした特殊詐欺被害防止のため、家族や地域全体で高齢者を見守る取組を推進する。
- ・消費者月間におけるキャンペーンや県政だより、新聞・ラジオ等を活用し、県民にもれなく消費者トラブルについての情報が届くよう、引き続き県民に情報発信するとともに、消費生活相談窓口のPRを強化する。